

国民への医療費負担増計画に反対する意見書

政府は、国民に新たな負担増を強いる医療制度改革案を、臨時国会に提出しようとしている。主な改革点の一つは、70歳以上の患者負担増である。外来の場合、すべての医療機関で診療一回当たり530円の定額負担(月の支払い上限2,120円)の現行制度に代え、原則として1割定率負担を導入する。入院は、1日1,200円の定額負担を、月の支払い上限(低所得者以外は37,200円)を設けたうえ、1割定率負担となる。これによって、外来・入院とも、窓口負担は平均で1.5倍になる。また、大きな病院ほど、患者負担の上限額を高くする。

これらの制度改革が実行されれば、病気が重く、医療費がかかる高齢者ほど窓口での負担が重くなり、受診抑制を加速させるばかりか、低所得の高齢者を大病院から排除し、老人への医療差別をさらに広げる恐れがある。

患者負担増は70歳未満の患者にも及ぶ。現行で月63,600円という高額医療費の自己負担限度額も引き上げられる。

こうした負担増が、介護保険の利用料・保険料負担や、年金の給付抑制などと重なって生活不安を拡大し、個人消費のいっそうの足かせとなることは明らかである。

よって、三鷹市議会は、政府が行おうとしている国民への医療費負担増計画に強く反対するものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成12年 9月27日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男